

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員懲戒規程

平成22年4月1日

法人規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第44条の規程に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学(以下「法人」という。)に勤務する教職員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において教職員とは、就業規則第2条第1項に定める教職員をいう。

2 この規程において教員とは、就業規則第2条第2項に定める教員をいう。

3 この規程において職員とは、就業規則第2条第3項に定める職員をいう。

(教員の懲戒の手続)

第3条 教職員の懲戒処分は、教育研究審議会(以下「審議会」という。)の審議を経て理事長が行う。

2 審議会は、前項の審議を行うにあたっては、その者に対し、審議の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審議会は、審議を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に陳述の機会を書面で請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該教員に交付して行わなければならない。

5 前項の書面の交付を行う際に、これを受けるべき教員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項の定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったとみなす。

6 懲戒処分の効力は、第4項の書面を教員に交付したときに発生する。

(職員の懲戒等)

第4条 職員の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

(減給の方法)

第5条 就業規則第43条第2号に規定する減給は、その効力の発生の日の直後の給与の支給日(効力の発生の日と給与の支給日とが近接する場合は、次の給与の支給日)に給与から減給分を差し引くこととする。

2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については、翌月以降の給与の支給日に減給する。

(期間の計算)

第6条 就業規則第43条第3号に規定する停職の期間の計算は、暦日により計算する。

2 前項の期間の起算は、懲戒処分の効力の発生の日の翌日からとする。

(懲戒処分の公表)

第7条 懲戒処分を行った場合は、業務の透明性を確保するとともに、教員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資するため、当該事案及び処分についての概要等を公表するものとする。

2 前項の公表を行う場合の基準については、別に定める。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教職員の懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に金沢美術工芸大学に勤務し、施行日に法人の教職員となった者については、施行日の前日以前における金沢市職員であった期間の教職員の行為が、就業規則第42条に定める懲戒の事由に該当するときは、同規則第43条に定める区分に応じた懲戒に処することができる。ただし、当該原因となった事実を理由として金沢市の任命権者から懲戒処分を受けていないときに限る。